

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、洗濯場近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 5 <u>km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p>	<p>や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、洗濯場近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 5 <u>km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p>
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。 2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。 2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>7. <u>施設検査対象施設</u>の地盤 (省略)</p>	<p>7. <u>使用前検査対象施設</u>の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。））においては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても<u>当該施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。 2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。 3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。））においては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても<u>当該使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。 2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。 3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に<u>当該施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に<u>当該使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所</u>（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される<u>当該施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>18. <u>施設検査対象施設</u>の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. <u>使用前検査対象施設</u>の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <u>施設検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <u>使用前検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 <u>施設検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二条 <u>使用前検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>22. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。 二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。 <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。 二 外部と区画されたものであること。 三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。 四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。 二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。 <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。 二 外部と区画されたものであること。 三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。 四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p>	<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p>	
<p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p>	<p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p>	
<p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設で発生する廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し作業場所の近傍に置場を設定し、作業の間当該置場に置く。作業終了後、廃棄物は施設の廃棄施設に集積するとともに、廃棄するために必要に応じて分別、詰め替えをする。廃棄は、原則としてビニル袋等で二重梱包の上、200Lドラム缶等の容器に封入する。また、廃棄物容器に封入できない廃棄物はビニルシート等による二重梱包又は廃棄物の開口部を閉止フランジ等で密閉す</p>	<p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設で発生する廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し作業場所の近傍に置場を設定し、作業の間当該置場に置く。作業終了後、廃棄物は施設の廃棄施設に集積するとともに、廃棄するために必要に応じて分別、詰め替えをする。廃棄は、原則としてビニル袋等で二重梱包の上、200Lドラム缶等の容器に封入する。また、廃棄物容器に封入できない廃棄物はビニルシート等による二重梱包又は廃棄物の開口部を閉止フランジ等で密閉す</p>	<p>・SI単位への表記に記載を統一するため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>る汚染拡大防止の措置及び転倒防止の措置を施す。これら廃棄物は、本施設又はウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設若しくは第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管する。焼却する場合は、カートンボックスに収納し焼却施設で焼却する。</p> <p>なお、廃棄物は、火災による損傷防止のため、金属製容器等で対策を講じるとともに、区画等の放射線障害防止措置を講じた場所に保管する。</p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p>	<p>る汚染拡大防止の措置及び転倒防止の措置を施す。これら廃棄物は、本施設又はウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設若しくは第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管する。焼却する場合は、カートンボックスに収納し焼却施設で焼却する。</p> <p>なお、廃棄物は、火災による損傷防止のため、金属製容器等で対策を講じるとともに、区画等の放射線障害防止措置を講じた場所に保管する。</p> <p>23.4 標識の設置</p> <p>23.4.1 廃棄施設の標識 <u>廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「廃棄施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</u></p> <p>23.4.2 排気設備の標識 <u>排風機並びに排気筒には、日本産業規格による放射能標識に「排気設備」及び「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</u></p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項を満足しているが、廃棄施設及び排気設備について、法令要求事項である標識についての記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
<p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 施設検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該施設検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本－1～5

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図－1～3

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1－1～8

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

安全管理棟

変更前			補正後			変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略) 2. 使用の目的及び方法			1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし) 2. 使用の目的及び方法			
目的番号	使用の目的	区分	目的番号	使用の目的	区分	
(1)	環境試料、排気・排水試料、作業環境試料、バイオアッセイ試料等に含まれるウラン及びプルトニウムの分析方法の開発並びに分析業務を行う。	/	(1)	環境試料、排気・排水試料、作業環境試料、バイオアッセイ試料等に含まれるウラン及びプルトニウムの分析方法の開発並びに分析業務を行う。	/	
(2)	放射線測定器の校正用のウラン及びプルトニウム標準線の作製並びに放射線測定器の校正を行う。		(2)	放射線測定器の校正用のウラン及びプルトニウム標準線の作製並びに放射線測定器の校正を行う。		
但し、上記目的は平和利用に限る。			但し、上記目的は平和利用に限る。			・SI 単位への表記に記載を統一するため。
目的番号	使用の方法	室名称	目的番号	使用の方法	室名称	
(1)	分析方法の開発及び分析業務 ① ウラン及びプルトニウムの標準溶液 ($4 \times 10^{-1} \sim 4 \times 10^2$ Bq/cm ³) の調整を行う。 ② ①で得た溶液のトレーサ量 (6×10 Bq 以下/件) を環境試料、排気・排水試料、作業環境試料に加え分析方法の検討を行い、また分析業務を行う。	RI 分取室、開発実験室 汚染検査室、放出管理室、排水分析室 1、排水分析室 2、放射線測定室、分光分析天秤室	(1)	分析方法の開発及び分析業務 ① ウラン及びプルトニウムの標準溶液 ($4 \times 10^{-1} \sim 4 \times 10^2$ Bq/cm ³) の調整を行う。 ② ①で得た溶液のトレーサ量 (6×10 Bq 以下/件) を環境試料、排気・排水試料、作業環境試料に加え分析方法の検討を行い、また分析業務を行う。	RI 分取室、開発実験室 汚染検査室、放出管理室、排水分析室 1、排水分析室 2、放射線測定室、分光分析天秤室	
(2)	放射線測定器校正用線源の調整及び校正 ① トレーサ量 ($4 \times 10^{-1} \sim 4 \times 10^3$ Bq) のウランあるいはプルトニウムをステンレス板に電着し焼付け処理により固定する。 ② ①により作製したウランあるいはプルトニウム電着線源を用いて放射線測定器の校正を行う。	RI 分取室、開発実験室 放射線測定室、RI 保管室	(2)	放射線測定器校正用線源の調整及び校正 ① トレーサ量 ($4 \times 10^{-1} \sim 4 \times 10^3$ Bq) のウランあるいはプルトニウムをステンレス板に電着し焼付け処理により固定する。 ② ①により作製したウランあるいはプルトニウム電着線源を用いて放射線測定器の校正を行う。	RI 分取室、開発実験室 放射線測定室、RI 保管室	
共通	上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。 ① 汚染の拡大防止のための梱包 フード又は管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものを、ビニルシート又はビニル袋等により梱包する。 ② 所定の容器への収納 上記①で発生したものを所定の容器に収納する。 ③ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等を行う。 これらの作業時には、火災防止(上記①、②及び③で発生したものの金属製容器又は金属製保管庫への収納等)、その他の保安上必要な措置を講じる。	全ての室	共通	上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。 ① 汚染の拡大防止のための梱包 フード又は管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものを、ビニルシート又はビニル袋等により梱包する。 ② 所定の容器への収納 上記①で発生したものを所定の容器に収納する。 ③ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等を行う。 これらの作業時には、火災防止(上記①、②及び③で発生したものの金属製容器又は金属製保管庫への収納等)、その他の保安上必要な措置を講じる。	全ての室	

注) 分析業務の中には、研究所内各施設からの排気・排水試料の受渡し及び保管を含む。

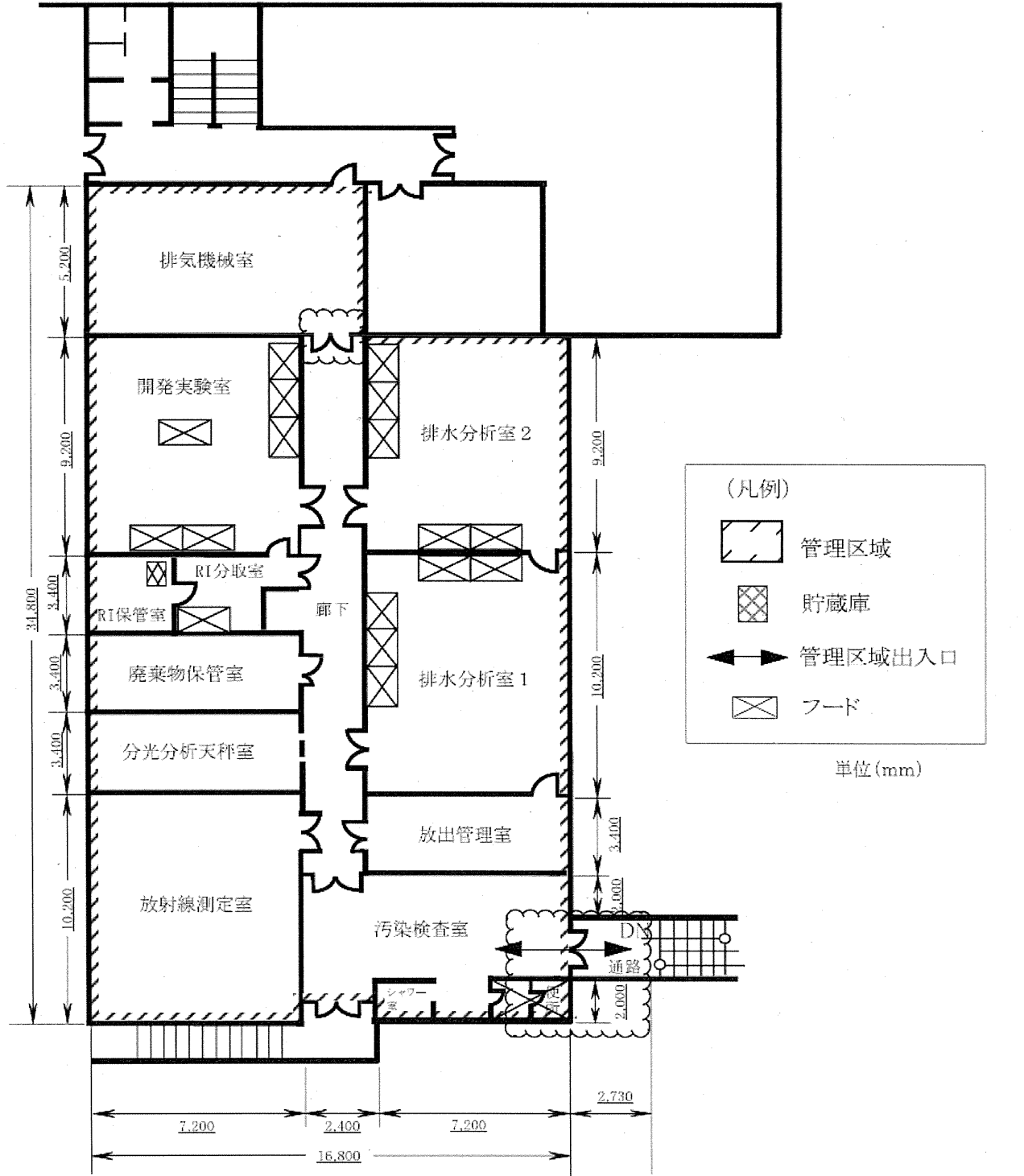
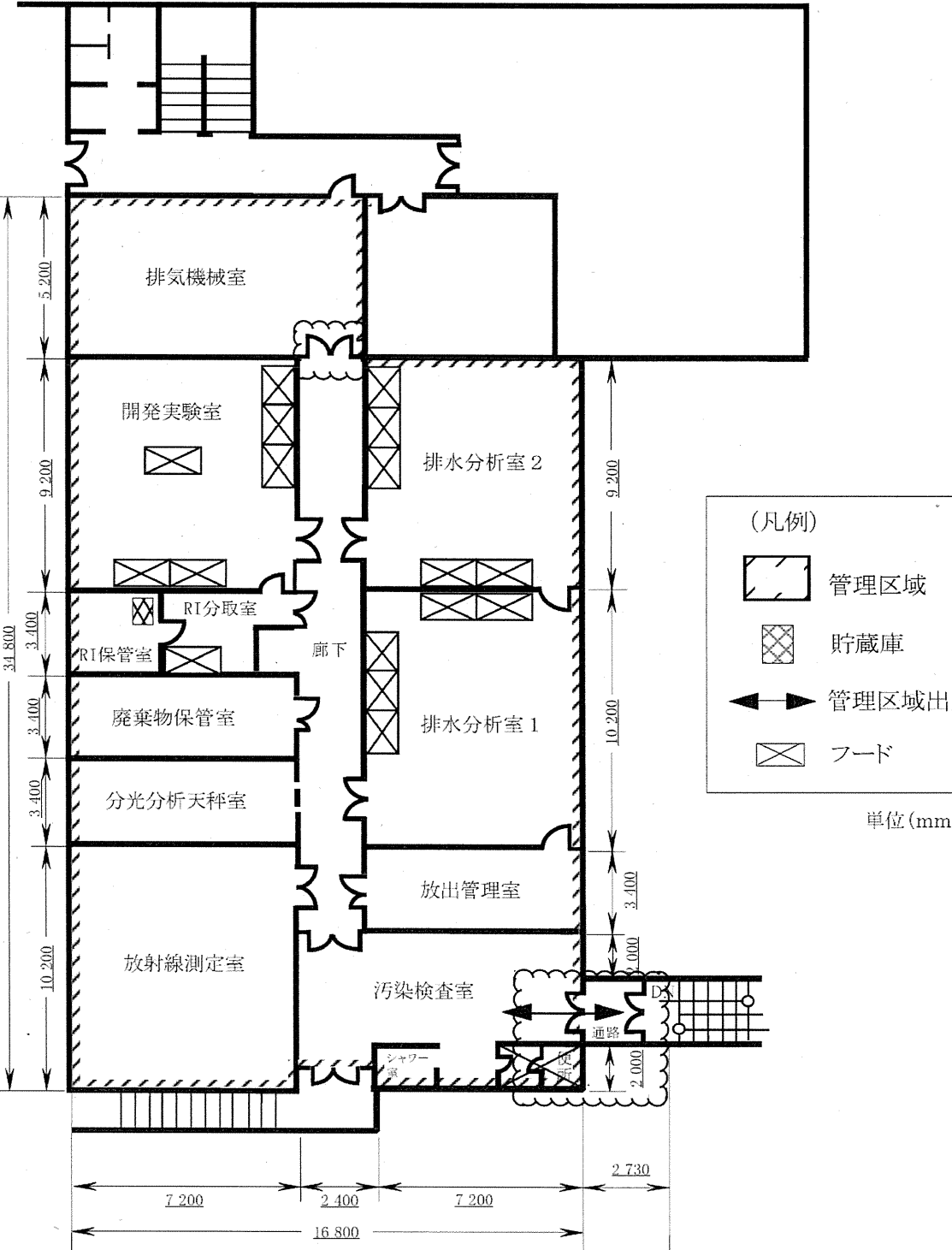
注) 分析業務の中には、研究所内各施設からの排気・排水試料の受渡し及び保管を含む。

変更前	補正後	変更理由				
<p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p>	<p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p>					
<p>4. 使用の場所 (省略)</p>	<p>4. 使用の場所 (変更なし)</p>					
<p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p>	<p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p>					
<p>6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)</p>	<p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p>					
<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="112 716 1317 1436"> <tr> <td data-bbox="112 716 335 1436">使用施設の位置</td> <td data-bbox="335 716 1317 1436"> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置する。道路を隔てて東方には再処理施設、南東には応用試験棟、北方には工務技術管理棟がある。本施設は、海岸からおよそ <u>600m</u>、標高 <u>8.5m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5m</u> 以上の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、2階に汚染検査室、放出管理室、排水分析室1、排水分析室2、放射線測定室、分光分析天秤室、RI保管室、RI分取室及び開発実験室がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p> </td> </tr> </table> <p>7-2 使用施設の構造 (省略)</p>	使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置する。道路を隔てて東方には再処理施設、南東には応用試験棟、北方には工務技術管理棟がある。本施設は、海岸からおよそ <u>600m</u>、標高 <u>8.5m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5m</u> 以上の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、2階に汚染検査室、放出管理室、排水分析室1、排水分析室2、放射線測定室、分光分析天秤室、RI保管室、RI分取室及び開発実験室がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>	<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1427 716 2632 1436"> <tr> <td data-bbox="1427 716 1650 1436">使用施設の位置</td> <td data-bbox="1650 716 2632 1436"> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置する。道路を隔てて東方には再処理施設、南東には応用試験棟、北方には工務技術管理棟がある。本施設は、海岸からおよそ <u>840 m</u>、標高 <u>8.5 m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5 m</u> 以上の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、2階に汚染検査室、放出管理室、排水分析室1、排水分析室2、放射線測定室、分光分析天秤室、RI保管室、RI分取室及び開発実験室がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p> </td> </tr> </table> <p>7-2 使用施設の構造 (変更なし)</p>	使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置する。道路を隔てて東方には再処理施設、南東には応用試験棟、北方には工務技術管理棟がある。本施設は、海岸からおよそ <u>840 m</u>、標高 <u>8.5 m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5 m</u> 以上の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、2階に汚染検査室、放出管理室、排水分析室1、排水分析室2、放射線測定室、分光分析天秤室、RI保管室、RI分取室及び開発実験室がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>	<p>・茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</p> <p>・SI単位への表記に記載を統一するため。</p>
使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置する。道路を隔てて東方には再処理施設、南東には応用試験棟、北方には工務技術管理棟がある。本施設は、海岸からおよそ <u>600m</u>、標高 <u>8.5m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5m</u> 以上の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、2階に汚染検査室、放出管理室、排水分析室1、排水分析室2、放射線測定室、分光分析天秤室、RI保管室、RI分取室及び開発実験室がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>					
使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置する。道路を隔てて東方には再処理施設、南東には応用試験棟、北方には工務技術管理棟がある。本施設は、海岸からおよそ <u>840 m</u>、標高 <u>8.5 m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5 m</u> 以上の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、2階に汚染検査室、放出管理室、排水分析室1、排水分析室2、放射線測定室、分光分析天秤室、RI保管室、RI分取室及び開発実験室がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>					

変更前		補正後		変更理由																																								
7-3 使用施設の設備		7-3 使用施設の設備		・SI 単位への表記に記載を統一するため。 ・表記の見直しを図るため。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (排水分析室1)</td> <td>5台</td> <td>耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5m/s以上(1/3開口)</td> </tr> <tr> <td>フード (排水分析室2)</td> <td>5台</td> <td>耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5m/s以上(1/3開口)</td> </tr> <tr> <td>フード (開発実験室)</td> <td>6台</td> <td>耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5m/s以上(1/3開口)</td> </tr> <tr> <td>フード (RI分取室)</td> <td>1台</td> <td>耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5m/s以上(1/3開口)</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>1式</td> <td>エアスニファ、退出モニタ、サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>非常用設備 非常用電源</td> <td>1式</td> <td>核燃料サイクル工学研究所内に設置されている自家用発電機から、必要最小限の電気を確保する。この自家用発電機に接続されている負荷は、フード系排風機、放射線管理機器(エアスニファ)、非常用照明、通報装置、誘導灯である。</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様		フード (排水分析室1)	5台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5m/s以上(1/3開口)	フード (排水分析室2)	5台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5m/s以上(1/3開口)	フード (開発実験室)	6台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5m/s以上(1/3開口)	フード (RI分取室)	1台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5m/s以上(1/3開口)	放射線管理設備	1式	エアスニファ、退出モニタ、サーベイメータ	非常用設備 非常用電源	1式	核燃料サイクル工学研究所内に設置されている自家用発電機から、必要最小限の電気を確保する。この自家用発電機に接続されている負荷は、フード系排風機、放射線管理機器(エアスニファ)、非常用照明、通報装置、誘導灯である。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (排水分析室1)</td> <td>5台</td> <td>耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5 <u>m/s</u>以上(1/3開口)</td> </tr> <tr> <td>フード (排水分析室2)</td> <td>5台</td> <td>耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5 <u>m/s</u>以上(1/3開口)</td> </tr> <tr> <td>フード (開発実験室)</td> <td>6台</td> <td>耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5 <u>m/s</u>以上(1/3開口)</td> </tr> <tr> <td>フード (RI分取室)</td> <td>1台</td> <td>耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5 <u>m/s</u>以上(1/3開口)</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>1式</td> <td>エアスニファ、退出モニタ、サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>非常用設備 非常用電源</td> <td>1式</td> <td>核燃料サイクル工学研究所内に設置されている自家用発電機から、必要最小限の電気を確保する。この自家用発電機に接続されている負荷は、フード系排風機、放射線管理機器(エアスニファ)、非常用照明、通報装置、誘導灯である。</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	フード (排水分析室1)	5台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5 <u>m/s</u> 以上(1/3開口)	フード (排水分析室2)	5台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5 <u>m/s</u> 以上(1/3開口)	フード (開発実験室)	6台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5 <u>m/s</u> 以上(1/3開口)	フード (RI分取室)	1台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5 <u>m/s</u> 以上(1/3開口)	放射線管理設備	1式	エアスニファ、退出モニタ、サーベイメータ	非常用設備 非常用電源	1式	核燃料サイクル工学研究所内に設置されている自家用発電機から、必要最小限の電気を確保する。この自家用発電機に接続されている負荷は、フード系排風機、放射線管理機器(エアスニファ)、非常用照明、通報装置、誘導灯である。
使用設備の名称	個数	仕様																																										
フード (排水分析室1)	5台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5m/s以上(1/3開口)																																										
フード (排水分析室2)	5台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5m/s以上(1/3開口)																																										
フード (開発実験室)	6台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5m/s以上(1/3開口)																																										
フード (RI分取室)	1台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5m/s以上(1/3開口)																																										
放射線管理設備	1式	エアスニファ、退出モニタ、サーベイメータ																																										
非常用設備 非常用電源	1式	核燃料サイクル工学研究所内に設置されている自家用発電機から、必要最小限の電気を確保する。この自家用発電機に接続されている負荷は、フード系排風機、放射線管理機器(エアスニファ)、非常用照明、通報装置、誘導灯である。																																										
使用設備の名称	個数	仕様																																										
フード (排水分析室1)	5台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5 <u>m/s</u> 以上(1/3開口)																																										
フード (排水分析室2)	5台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5 <u>m/s</u> 以上(1/3開口)																																										
フード (開発実験室)	6台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5 <u>m/s</u> 以上(1/3開口)																																										
フード (RI分取室)	1台	耐震設計：水平震度0.24 風速：0.5 <u>m/s</u> 以上(1/3開口)																																										
放射線管理設備	1式	エアスニファ、退出モニタ、サーベイメータ																																										
非常用設備 非常用電源	1式	核燃料サイクル工学研究所内に設置されている自家用発電機から、必要最小限の電気を確保する。この自家用発電機に接続されている負荷は、フード系排風機、放射線管理機器(エアスニファ)、非常用照明、通報装置、誘導灯である。																																										
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備		8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備		・SI 単位への表記に記載を統一するため。																																								
8-1 貯蔵施設の位置 (省略)		8-1 貯蔵施設の位置 (変更なし)																																										
8-2 貯蔵施設の構造 (省略)		8-2 貯蔵施設の構造 (変更なし)																																										
8-3 貯蔵施設の設備		8-3 貯蔵施設の設備																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>最大収納量</th> <th>内容物の主な物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">RI 保管室 保管庫</td> <td rowspan="2">1台</td> <td rowspan="2">100g U 32 <u>μg</u> Pu</td> <td>酸化ウラン 硝酸ウラニル ウラン(単体)</td> <td>固体 液体 固体</td> <td rowspan="2">鋼製 耐火金庫</td> </tr> <tr> <td>硝酸プルトニウム プルトニウム</td> <td>液体 電着線源</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様	RI 保管室 保管庫	1台	100g U 32 <u>μg</u> Pu	酸化ウラン 硝酸ウラニル ウラン(単体)	固体 液体 固体	鋼製 耐火金庫	硝酸プルトニウム プルトニウム	液体 電着線源	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>最大収納量</th> <th>内容物の主な物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">RI 保管室 保管庫</td> <td rowspan="2">1台</td> <td rowspan="2">100 <u>g</u> U 32 <u>μg</u> Pu</td> <td>酸化ウラン 硝酸ウラニル ウラン(単体)</td> <td>固体 液体 固体</td> <td rowspan="2">鋼製 耐火金庫</td> </tr> <tr> <td>硝酸プルトニウム プルトニウム</td> <td>液体 電着線源</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様	RI 保管室 保管庫	1台	100 <u>g</u> U 32 <u>μg</u> Pu	酸化ウラン 硝酸ウラニル ウラン(単体)	固体 液体 固体	鋼製 耐火金庫	硝酸プルトニウム プルトニウム	液体 電着線源																	
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様																																								
RI 保管室 保管庫	1台	100g U 32 <u>μg</u> Pu	酸化ウラン 硝酸ウラニル ウラン(単体)	固体 液体 固体	鋼製 耐火金庫																																							
			硝酸プルトニウム プルトニウム	液体 電着線源																																								
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様																																								
RI 保管室 保管庫	1台	100 <u>g</u> U 32 <u>μg</u> Pu	酸化ウラン 硝酸ウラニル ウラン(単体)	固体 液体 固体	鋼製 耐火金庫																																							
			硝酸プルトニウム プルトニウム	液体 電着線源																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>「7-3 使用施設の設備」と同じ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用設備 非常用電源</td> <td>「7-3 使用施設の設備」と同じ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	個数	仕様	放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ		非常用設備 非常用電源	「7-3 使用施設の設備」と同じ		<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>「7-3 使用施設の設備」と同じ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用設備 非常用電源</td> <td>「7-3 使用施設の設備」と同じ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	個数	仕様	放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ		非常用設備 非常用電源	「7-3 使用施設の設備」と同じ																										
貯蔵設備の名称	個数	仕様																																										
放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ																																											
非常用設備 非常用電源	「7-3 使用施設の設備」と同じ																																											
貯蔵設備の名称	個数	仕様																																										
放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ																																											
非常用設備 非常用電源	「7-3 使用施設の設備」と同じ																																											

変更前				補正後				変更理由
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備				9. 廃棄施設の位置、構造及び設備				・表記の見直しを図るため。 ・SI 単位への表記に記載を統一するため。 ・表記の見直しを図るため。
9-1 気体廃棄施設 (省略)				9-1 気体廃棄施設 (変更なし)				
9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)				9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)				
9-1-2 気体廃棄施設の構造 (省略)				9-1-2 気体廃棄施設の構造 (変更なし)				
9-1-3 気体廃棄施設の設備				9-1-3 気体廃棄施設の設備				
気体廃棄設備の名称	仕様			気体廃棄設備の名称	仕様			
	管理区域の排気系統は、1系統からなる。				管理区域の排気系統は、1系統からなる。			
排風機	排風機：2基	公称能力	基数	排風機	排風機：2基	公称能力	基数	
	排風機（作業時）	約 280 m ³ /min	1基		排風機（作業時）	約 280 m ³ /min	1基	
	排風機（未作業時）	約 66 m ³ /min	1基		排風機（未作業時）	約 66 m ³ /min	1基	
排気フィルタ	高性能エアフィルタ 2段 捕集効率 0.15 μ m の粒子で 99.97%			排気フィルタ	高性能エアフィルタ 2段 捕集効率 0.15 μ m の粒子で 99.97%			
排気筒	内径 900 mm			排気筒	内径 900 mm			
放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ			放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ			
非常用設備 非常用電源	「7-3 使用施設の設備」と同じ			非常用設備 非常用電源	「7-3 使用施設の設備」と同じ			
9-2 液体廃棄施設 (省略)				9-2 液体廃棄施設 (変更なし)				
9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略)				9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし)				
9-2-2 液体廃棄施設の構造				9-2-2 液体廃棄施設の構造				
液体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	液体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	
安全管理棟 排水貯槽室	鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造 地階 配置図を図9-2-1に示す。	約 40 m ²	耐震設計：水平震度 0.2 建築基準法に基づく耐火構造 床：エポキシ樹脂ライニング 壁：塩化ビニル樹脂塗装仕上げ 天井：コンクリート打放 室内に、図9-2-3 に示す排水受槽を設置しており、周りには防液堤が設けられている。	安全管理棟 排水貯槽室	鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造 地階 配置図を図9-2-1に示す。	約 40	耐震設計：水平震度 0.2 建築基準法に基づく耐火構造 床：エポキシ樹脂ライニング 壁：塩化ビニル樹脂塗装仕上げ 天井：コンクリート打放 室内に、図9-2-3 に示す排水受槽を設置しており、周りには防液堤が設けられている。	

変 更 前	補 正 後	変更理由
9-2-3 液体廃棄施設の設備 (省略)	9-2-3 液体廃棄施設の設備 (変更なし)	
9-3 固体廃棄施設 (省略)	9-3 固体廃棄施設 (変更なし)	
9-3-1 固体廃棄施設の位置 (省略)	9-3-1 固体廃棄施設の位置 (変更なし)	
9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)	9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)	
9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)	9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)	

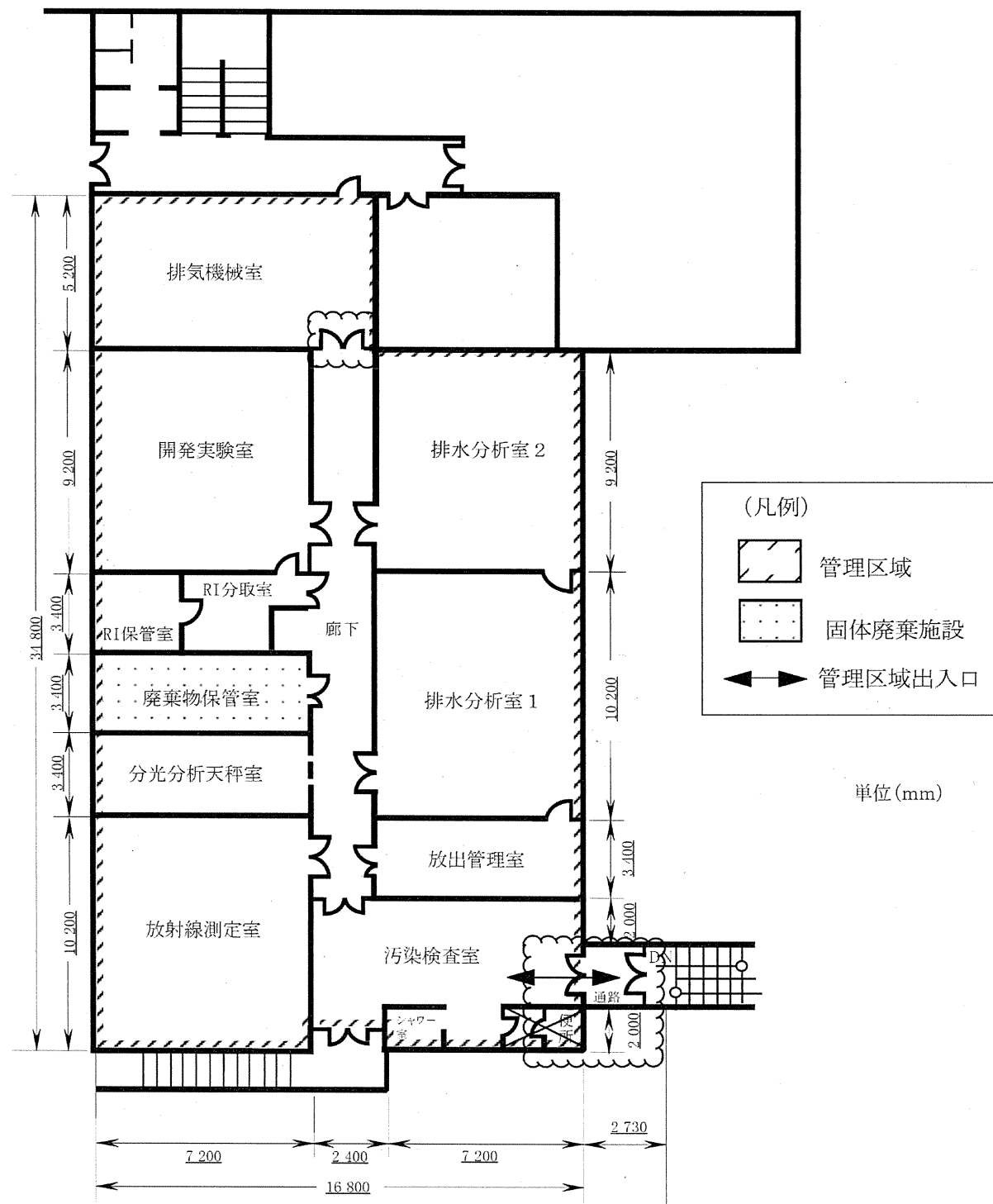
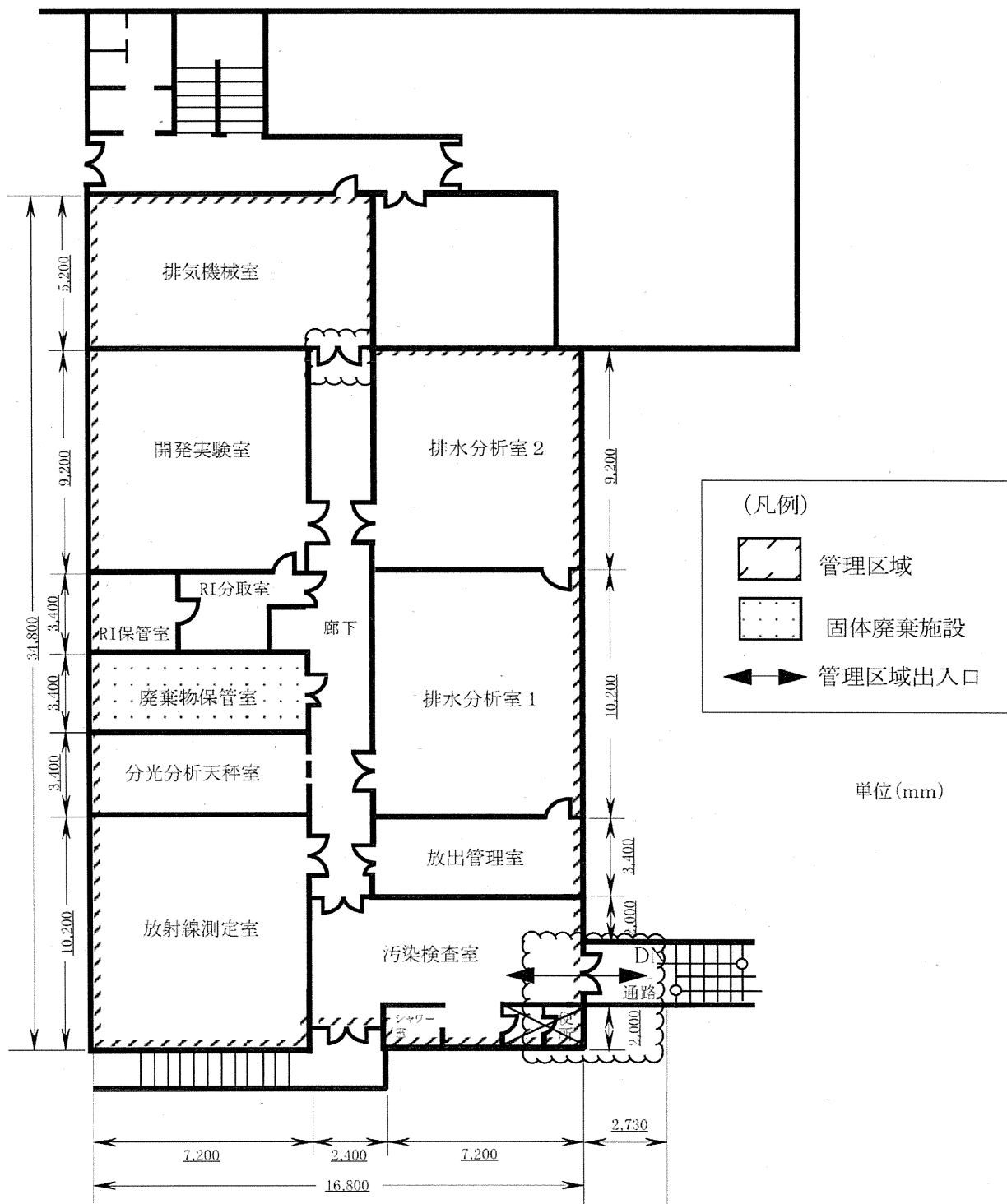
変更前	補正後	変更理由
 <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域 貯蔵庫 管理区域出入口 フード <p>単位(mm)</p>	 <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域 貯蔵庫 管理区域出入口 フード <p>単位(mm)</p>	<p>・SI 単位への表記に記載を統一するため。 ・扉の有無及び開閉方向の見直しを図るため。</p>
<p>図 7-1-1 安全管理棟2階管理区域平面図</p> <p>図 9-1-1 給排気系統図 (省略)</p>	<p>図 7-1-1 安全管理棟2階管理区域平面図</p> <p>図 9-1-1 給排気系統図 (変更なし)</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>図9-2-1 液体廃棄施設の配置図</p> <p>図9-2-2 排水系統図 (省略)</p>	<p>図9-2-1 液体廃棄施設の配置図</p> <p>図9-2-2 排水系統図 (変更なし)</p>	<p>・SI 単位への表記に記載を統一するため。</p>

変更前

補正後

変更理由



- ・SI 単位への表記に記載を統一するため。
- ・扉の有無及び開閉方向の見直しを図るため。

図 9-3-1 固体廃棄施設の位置 (安全管理棟 2 階)

図 9-3-1 固体廃棄施設の位置 (安全管理棟 2 階)

変更前	補正後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならぬ。 </div> <p>1.1 概要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として汚染検査室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。 (5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLDバッジ</u>を装着する。 (6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。 (7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならぬ。 </div> <p>2.1 概要 (省略)</p> <p>2.2 実効線量の評価 (1) 保管廃棄施設の廃棄物に起因する線量</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならぬ。 </div> <p>1.1 概要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として汚染検査室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。 (5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。 (6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。 (7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならぬ。 </div> <p>2.1 概要 (変更なし)</p> <p>2.2 実効線量の評価 (1) 保管廃棄施設の廃棄物に起因する線量</p>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>1) 計算条件 (省略)</p> <p>2) 計算方法 計算は、放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル⁽¹⁾に記載された方法により行う。また、各核種の実効線量率定数は、アイソトープ手帳 11 版⁽²⁾に記載された数値を用いる。 なお、²³⁶Pu については、実効線量率定数がアイソトープ手帳 11 版⁽²⁾に記載されていないため、放射線データブック⁽³⁾の²³⁶Pu の放射線のエネルギー (MeV)、放出率 (%) を用い、アイソトープ手帳 11 版⁽²⁾の実効線量率定数の計算式に従って求める。 実効線量 E は、次式で求められる。 $E = \Gamma \times A \times (1/d^2) \times h$ E : 実効線量 (mSv/週または mSv/3 月、mSv/年) Γ : 実効線量率定数 (mSv・m²・MBq⁻¹・h⁻¹) A : 核燃料物質の数量 (MBq) d : 線源から評価地点までの距離 (m) h : 1 週間または 3 月間、年間の存在時間等 (h)</p> <p>3) 計算結果 (省略)</p> <p>2.3 評価結果 (1) 実効線量 本施設で廃棄物保管室に保管する廃棄物に起因する実効線量は、人が常時立ち入る場所で 6.96×10^{-6} mSv/週であり、放射線業務従事者の外部被ばくに係る実効線量は 1 年間につき 3.62×10^{-4} mSv となり、4 月 1 日を始期とする 1 年間の実効線量限度 50 mSv を超えることはない。また、5 年間で 1.74×10^{-3} mSv となり、平成 13 年 4 月 1 日以降 5 年ごとに区分した各期間の実効線量限度 100 mSv についても、これを超えることはない。なお、内部被ばくに係る実効線量は、固体廃棄物容器から放射性物質が漏れることはないことから 0 であり、廃棄物に起因する実効線量に影響しない。 管理区域境界における実効線量は 3.40×10^{-5} mSv/3 月であり、管理区域に係る線量等の 1.3 mSv/3 月を超えることはない。 周辺監視区域境界における実効線量は 6.09×10^{-9} mSv/年であり、周辺監視区域外の線量限度 1 mSv/年を超えることはない。</p> <p>参考文献 (1) 原子力安全技術センター、「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル」, 2015 (2) 日本アイソトープ協会、「アイソトープ手帳 11 版」, 平成 23 年 (3) 村上 悠紀雄編著他、「放射線データブック」, 1982</p>	<p>1) 計算条件 (変更なし)</p> <p>2) 計算方法 計算は、放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル⁽¹⁾に記載された方法により行う。また、各核種の実効線量率定数は、アイソトープ手帳 11 版⁽²⁾に記載された数値を用いる。 なお、²³⁶Pu については、実効線量率定数がアイソトープ手帳 11 版⁽²⁾に記載されていないため、放射線データブック⁽³⁾の²³⁶Pu の放射線のエネルギー (MeV)、放出率 (%) を用い、アイソトープ手帳 11 版⁽²⁾の実効線量率定数の計算式に従って求める。 実効線量 E は、次式で求められる。 $E = \Gamma \times A \times (1/d^2) \times h$ E : 実効線量 (mSv/週または mSv/3 月、mSv/年) Γ : 実効線量率定数 (mSv・m²・MBq⁻¹・h⁻¹) A : 核燃料物質の数量 (MBq) d : 線源から評価地点までの距離 (m) h : 1 週間または 3 月間、年間の存在時間等 (h)</p> <p>3) 計算結果 (変更なし)</p> <p>2.3 評価結果 (1) 実効線量 本施設で廃棄物保管室に保管する廃棄物に起因する実効線量は、人が常時立ち入る場所で 6.96×10^{-6} mSv/週であり、放射線業務従事者の外部被ばくに係る実効線量は 1 年間につき 3.62×10^{-4} mSv となり、4 月 1 日を始期とする 1 年間の実効線量限度 50 mSv を超えることはない。また、5 年間で 1.74×10^{-3} mSv となり、平成 13 年 4 月 1 日以降 5 年ごとに区分した各期間の実効線量限度 100 mSv についても、これを超えることはない。なお、内部被ばくに係る実効線量は、固体廃棄物容器から放射性物質が漏れることはないことから 0 であり、廃棄物に起因する実効線量に影響しない。 管理区域境界における実効線量は 3.40×10^{-5} mSv/3 月であり、管理区域に係る線量等の 1.3 mSv/3 月を超えることはない。 周辺監視区域境界における実効線量は 6.09×10^{-9} mSv/年であり、周辺監視区域外の線量限度 1 mSv/年を超えることはない。</p> <p>参考文献 (1) 原子力安全技術センター、「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル」, 2015 (2) 日本アイソトープ協会、「アイソトープ手帳 11 版」, 平成 23 年 (3) 村上 悠紀雄編著他、「放射線データブック」, 1982</p>	<p>・ SI 単位への表記に記載を統一するため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由欄においては「法令改正」という。）のため。</p>
<p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立入りの防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <p>第六条 使用施設等（施設検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>5.1 施設の地盤 (省略)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の北側中央部に位置し、海岸からおよそ 600 m、標高 8.5 m のところにあり、周辺の河川、海岸から十分に離れていることから、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p>	<p>5.1 施設の地盤 (変更なし)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の北側中央部に位置し、海岸からおよそ 840 m、標高 8.5 m のところにあり、周辺の河川、海岸から十分に離れていることから、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p>	<p>・茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>7. 施設検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 施設検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 施設検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 施設検査対象施設は、その供用中に当該施設検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）</u>内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、当該<u>施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>18. <u>施設検査対象施設</u>の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. <u>使用前検査対象施設</u>の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <u>施設検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <u>使用前検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二條 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>22. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三條 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>23. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四條 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空気中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二條 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>22. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三條 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>23. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四條 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空気中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該施設検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該施設検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該施設検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該使用前検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～2

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1～2

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～7

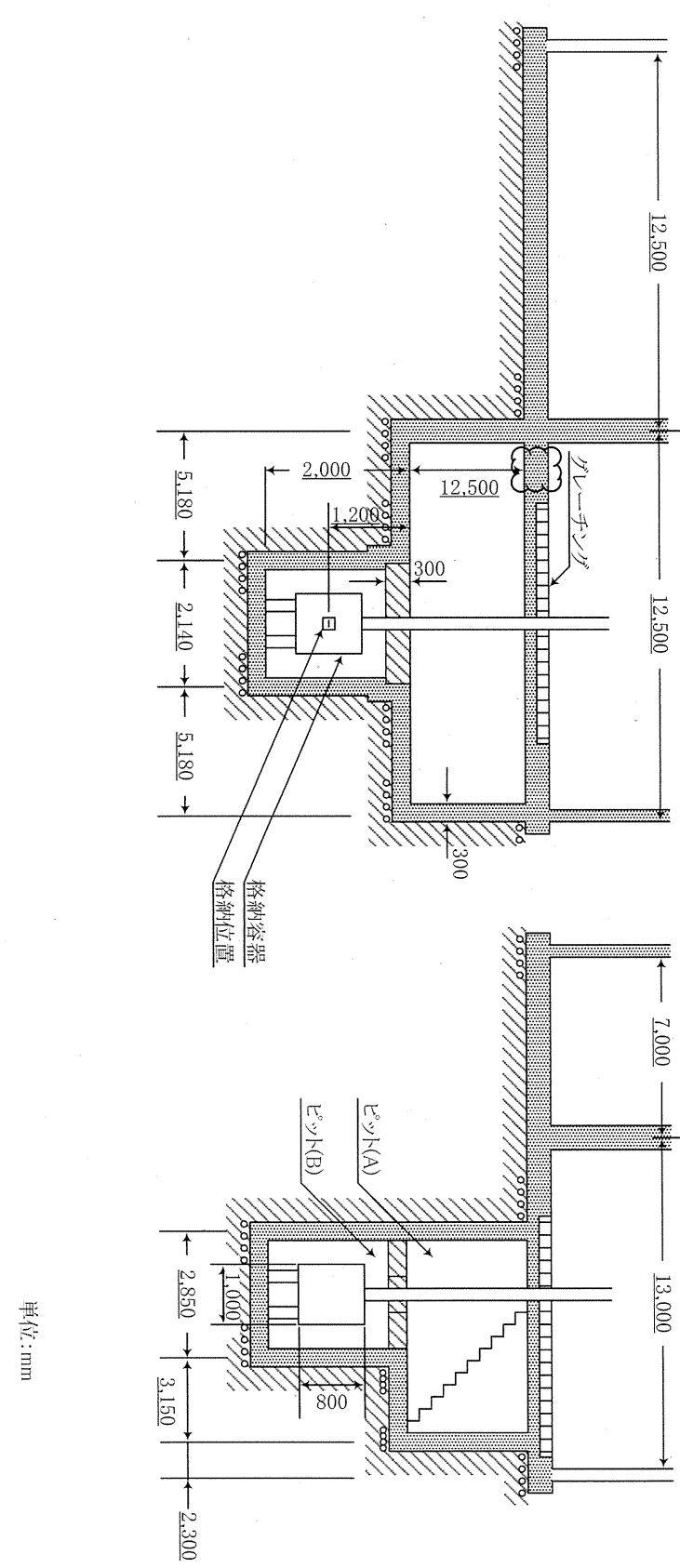
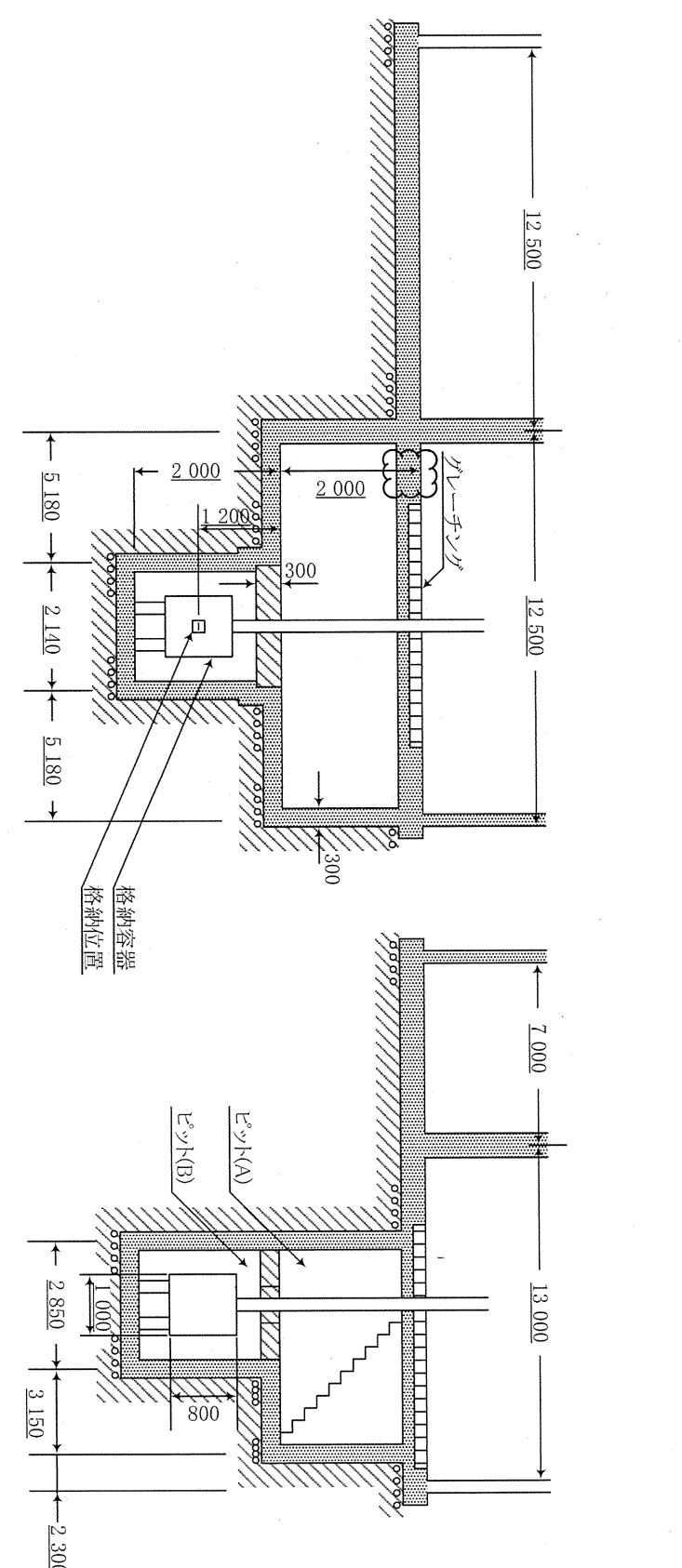
(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

計測機器校正室

変更前	補正後	変更理由																
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (省略)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p> <p>4. 使用の場所 (省略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (変更なし)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p>																	
<p>7. 使用施設の位置, 構造及び設備</p> <p>7-1. 使用施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="112 856 1317 1381"> <tr> <td data-bbox="112 856 341 1381">使用施設の位置</td> <td data-bbox="341 856 1317 1381"> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の南東部に位置する。北西にはプルトニウム燃料第三開発室が隣接し、東方には中央運転管理棟がある。本施設は、海岸から約 <u>300m</u>、標高 <u>20m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>20m</u> の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、照射室 (A) 及び照射室 (B) がある。本施設の平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。</p> </td> </tr> </table>	使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の南東部に位置する。北西にはプルトニウム燃料第三開発室が隣接し、東方には中央運転管理棟がある。本施設は、海岸から約 <u>300m</u>、標高 <u>20m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>20m</u> の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、照射室 (A) 及び照射室 (B) がある。本施設の平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。</p>	<p>7. 使用施設の位置, 構造及び設備</p> <p>7-1. 使用施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1427 856 2632 1381"> <tr> <td data-bbox="1427 856 1656 1381">使用施設の位置</td> <td data-bbox="1656 856 2632 1381"> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の南東部に位置する。北西にはプルトニウム燃料第三開発室が隣接し、東方には中央運転管理棟がある。本施設は、海岸から約 <u>640 m</u>、標高 <u>20 m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>20 m</u> の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、照射室 (A) 及び照射室 (B) がある。本施設の平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。</p> </td> </tr> </table>	使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の南東部に位置する。北西にはプルトニウム燃料第三開発室が隣接し、東方には中央運転管理棟がある。本施設は、海岸から約 <u>640 m</u>、標高 <u>20 m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>20 m</u> の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、照射室 (A) 及び照射室 (B) がある。本施設の平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。</p>	<p>・茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</p> <p>・SI 単位への表記に記載を統一するため。</p>												
使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の南東部に位置する。北西にはプルトニウム燃料第三開発室が隣接し、東方には中央運転管理棟がある。本施設は、海岸から約 <u>300m</u>、標高 <u>20m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>20m</u> の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、照射室 (A) 及び照射室 (B) がある。本施設の平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。</p>																	
使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の南東部に位置する。北西にはプルトニウム燃料第三開発室が隣接し、東方には中央運転管理棟がある。本施設は、海岸から約 <u>640 m</u>、標高 <u>20 m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>20 m</u> の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、照射室 (A) 及び照射室 (B) がある。本施設の平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。</p>																	
<p>7-2. 使用施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="112 1474 1317 1822"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 1474 341 1528">使用施設の名称</th> <th data-bbox="341 1474 771 1528">構造</th> <th data-bbox="771 1474 1012 1528">床面積 (m²)</th> <th data-bbox="1012 1474 1317 1528">設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 1528 341 1822">計測機器校正室 照射室 (A) 及び 照射室 (B)</td> <td data-bbox="341 1528 771 1822">鉄骨及び軽量発泡コンクリート 鉄筋コンクリート (ピット) 耐震・耐火構造 建家平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。また、ピット断面図を図 7-3 に示す。</td> <td data-bbox="771 1528 1012 1822">延床面積 約 <u>380m²</u> (建家内管理区域)</td> <td data-bbox="1012 1528 1317 1822">耐震設計:水平震度 0.2</td> </tr> </tbody> </table>	使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	計測機器校正室 照射室 (A) 及び 照射室 (B)	鉄骨及び軽量発泡コンクリート 鉄筋コンクリート (ピット) 耐震・耐火構造 建家平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。また、ピット断面図を図 7-3 に示す。	延床面積 約 <u>380m²</u> (建家内管理区域)	耐震設計:水平震度 0.2	<p>7-2. 使用施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="1427 1474 2632 1822"> <thead> <tr> <th data-bbox="1427 1474 1656 1528">使用施設の名称</th> <th data-bbox="1656 1474 2086 1528">構造</th> <th data-bbox="2086 1474 2326 1528">床面積 (m²)</th> <th data-bbox="2326 1474 2632 1528">設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1427 1528 1656 1822">計測機器校正室 照射室 (A) 及び 照射室 (B)</td> <td data-bbox="1656 1528 2086 1822">鉄骨及び軽量発泡コンクリート 鉄筋コンクリート (ピット) 耐震・耐火構造 建家平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。また、ピット断面図を図 7-3 に示す。</td> <td data-bbox="2086 1528 2326 1822">延床面積 約 <u>380</u> (建家内管理区域)</td> <td data-bbox="2326 1528 2632 1822">耐震設計:水平震度 0.2</td> </tr> </tbody> </table>	使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	計測機器校正室 照射室 (A) 及び 照射室 (B)	鉄骨及び軽量発泡コンクリート 鉄筋コンクリート (ピット) 耐震・耐火構造 建家平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。また、ピット断面図を図 7-3 に示す。	延床面積 約 <u>380</u> (建家内管理区域)	耐震設計:水平震度 0.2	<p>・表記の見直しを図るため。</p>
使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様															
計測機器校正室 照射室 (A) 及び 照射室 (B)	鉄骨及び軽量発泡コンクリート 鉄筋コンクリート (ピット) 耐震・耐火構造 建家平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。また、ピット断面図を図 7-3 に示す。	延床面積 約 <u>380m²</u> (建家内管理区域)	耐震設計:水平震度 0.2															
使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様															
計測機器校正室 照射室 (A) 及び 照射室 (B)	鉄骨及び軽量発泡コンクリート 鉄筋コンクリート (ピット) 耐震・耐火構造 建家平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。また、ピット断面図を図 7-3 に示す。	延床面積 約 <u>380</u> (建家内管理区域)	耐震設計:水平震度 0.2															

変更前		補正後		変更理由																												
7-3. 使用施設の設備		7-3. 使用施設の設備		・SI単位への表記に記載を統一するため。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源駆動装置</td> <td>1式</td> <td>外径寸法：5,000mm^H×1,000mmϕ 駆動方式：線源の移動は圧縮空気で行い、格納容器のシャッタの開閉、線源の昇降の制御は、準備室内操作盤で行う。</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>1式</td> <td>中性子用エリアモニタ 2台 (照射室(B)) 中性子用サーベイメータ 1台</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様		線源駆動装置	1式	外径寸法：5,000mm ^H ×1,000mm ϕ 駆動方式：線源の移動は圧縮空気で行い、格納容器のシャッタの開閉、線源の昇降の制御は、準備室内操作盤で行う。	放射線管理設備	1式	中性子用エリアモニタ 2台 (照射室(B)) 中性子用サーベイメータ 1台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源駆動装置</td> <td>1式</td> <td>外径寸法：5 000 mm^H×1 000 mmϕ 駆動方式：線源の移動は圧縮空気で行い、格納容器のシャッタの開閉、線源の昇降の制御は、準備室内操作盤で行う。</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>1式</td> <td>中性子用エリアモニタ 2台 (照射室(B)) 中性子用サーベイメータ 1台</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	線源駆動装置	1式	外径寸法：5 000 mm ^H ×1 000 mm ϕ 駆動方式：線源の移動は圧縮空気で行い、格納容器のシャッタの開閉、線源の昇降の制御は、準備室内操作盤で行う。	放射線管理設備	1式	中性子用エリアモニタ 2台 (照射室(B)) 中性子用サーベイメータ 1台												
使用設備の名称	個数	仕様																														
線源駆動装置	1式	外径寸法：5,000mm ^H ×1,000mm ϕ 駆動方式：線源の移動は圧縮空気で行い、格納容器のシャッタの開閉、線源の昇降の制御は、準備室内操作盤で行う。																														
放射線管理設備	1式	中性子用エリアモニタ 2台 (照射室(B)) 中性子用サーベイメータ 1台																														
使用設備の名称	個数	仕様																														
線源駆動装置	1式	外径寸法：5 000 mm ^H ×1 000 mm ϕ 駆動方式：線源の移動は圧縮空気で行い、格納容器のシャッタの開閉、線源の昇降の制御は、準備室内操作盤で行う。																														
放射線管理設備	1式	中性子用エリアモニタ 2台 (照射室(B)) 中性子用サーベイメータ 1台																														
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備		8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備		・SI単位への表記に記載を統一するため。																												
8-1. 貯蔵施設の位置 (省略)		8-1. 貯蔵施設の位置 (変更なし)																														
8-2. 貯蔵施設の構造 (省略)		8-2. 貯蔵施設の構造 (変更なし)																														
8-3. 貯蔵施設の設備		8-3. 貯蔵施設の設備																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>最大収納量</th> <th>内容物の主な物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器</td> <td>1台</td> <td>570mg (Pu量)</td> <td>固体 酸化プルトニウム</td> <td>外径寸法：800mm^H×1,000mmϕ 材質：ステンレス(外側容器) パラフィン(外層遮蔽材) 上部方向厚さ350mm 鉛(内層遮蔽材) 上部方向厚さ230mm 設置場所：ピット(B)内</td> </tr> <tr> <td>収納棚</td> <td>1台</td> <td>700mg (U量)</td> <td>固体 酸化ウラン</td> <td>外径寸法：約1,800mm^W×900mm^H×400mm^D 材質：鉄 設置場所：ピット(A)内 錠：扉部に1箇所</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様	格納容器	1台	570mg (Pu量)	固体 酸化プルトニウム	外径寸法：800mm ^H ×1,000mm ϕ 材質：ステンレス(外側容器) パラフィン(外層遮蔽材) 上部方向厚さ350mm 鉛(内層遮蔽材) 上部方向厚さ230mm 設置場所：ピット(B)内	収納棚	1台	700mg (U量)	固体 酸化ウラン	外径寸法：約1,800mm ^W ×900mm ^H ×400mm ^D 材質：鉄 設置場所：ピット(A)内 錠：扉部に1箇所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>最大収納量</th> <th>内容物の主な物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器</td> <td>1台</td> <td>570 mg (Pu量)</td> <td>固体 酸化プルトニウム</td> <td>外径寸法：800 mm^H×1 000 mmϕ 材質：ステンレス(外側容器) パラフィン(外層遮蔽材) 上部方向厚さ350 mm 鉛(内層遮蔽材) 上部方向厚さ230 mm 設置場所：ピット(B)内</td> </tr> <tr> <td>収納棚</td> <td>1台</td> <td>700 mg (U量)</td> <td>固体 酸化ウラン</td> <td>外径寸法：約1 800 mm^W×900 mm^H×400 mm^D 材質：鉄 設置場所：ピット(A)内 錠：扉部に1箇所</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様	格納容器	1台	570 mg (Pu量)	固体 酸化プルトニウム	外径寸法：800 mm ^H ×1 000 mm ϕ 材質：ステンレス(外側容器) パラフィン(外層遮蔽材) 上部方向厚さ350 mm 鉛(内層遮蔽材) 上部方向厚さ230 mm 設置場所：ピット(B)内	収納棚	1台	700 mg (U量)	固体 酸化ウラン	外径寸法：約1 800 mm ^W ×900 mm ^H ×400 mm ^D 材質：鉄 設置場所：ピット(A)内 錠：扉部に1箇所	
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様																												
格納容器	1台	570mg (Pu量)	固体 酸化プルトニウム	外径寸法：800mm ^H ×1,000mm ϕ 材質：ステンレス(外側容器) パラフィン(外層遮蔽材) 上部方向厚さ350mm 鉛(内層遮蔽材) 上部方向厚さ230mm 設置場所：ピット(B)内																												
収納棚	1台	700mg (U量)	固体 酸化ウラン	外径寸法：約1,800mm ^W ×900mm ^H ×400mm ^D 材質：鉄 設置場所：ピット(A)内 錠：扉部に1箇所																												
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様																												
格納容器	1台	570 mg (Pu量)	固体 酸化プルトニウム	外径寸法：800 mm ^H ×1 000 mm ϕ 材質：ステンレス(外側容器) パラフィン(外層遮蔽材) 上部方向厚さ350 mm 鉛(内層遮蔽材) 上部方向厚さ230 mm 設置場所：ピット(B)内																												
収納棚	1台	700 mg (U量)	固体 酸化ウラン	外径寸法：約1 800 mm ^W ×900 mm ^H ×400 mm ^D 材質：鉄 設置場所：ピット(A)内 錠：扉部に1箇所																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>「7-3 使用施設の設備」と同じ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	個数	仕様	放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ		<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>「7-3 使用施設の設備」と同じ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	個数	仕様	放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ																				
貯蔵設備の名称	個数	仕様																														
放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ																															
貯蔵設備の名称	個数	仕様																														
放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ																															
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)		9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)																														

変更前	補正後	変更理由
<p>凡例) // : 管理区域</p> <p>計測機器校正室 シャッター 照射室 (A) 照射室 (B) 準備室 電源保管室 低レベル照射室 汚染検査室 計測機器補修検査棟 フェンス</p> <p>図 7-1 計測機器校正室平面図 (1)</p> <p>図 7-2 計測機器校正室平面図 (2) (省略)</p>	<p>凡例) // : 管理区域</p> <p>計測機器校正室 シャッター 照射室 (A) 照射室 (B) 準備室 電源保管室 低レベル照射室 汚染検査室 計測機器補修検査棟 フェンス</p> <p>図 7-1 計測機器校正室平面図 (1)</p> <p>図 7-2 計測機器校正室平面図 (2) (変更なし)</p>	<p>・扉の開閉方向の見直しを図るため。</p>

変更前	補正後	変更理由
 <p>図7-3 ピット断面図</p>	 <p>図7-3 ピット断面図</p>	<p>・S I単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、ピット(A)高さ寸法及び矢印の記載の適正化を図るため。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>本施設において使用する核燃料物質は濃縮ウラン及びその化合物、並びにプルトニウム及びその化合物である。濃縮ウラン及びその化合物は、使用する量が少ないことから、遮蔽を要しない。プルトニウム及びその化合物は、貯蔵容器並びにコンクリート壁（厚さ 60cm 以上）等で遮蔽されているので、常時立ち入る場所は 1 mSv/週以下となる。また、周辺監視区域境界まで 120m 以上離れており、前記遮蔽物及び遮蔽用土堤で遮蔽されているので、周辺監視区域外の線量は 250 μSv/3 月以下となる。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>本施設において使用する核燃料物質は濃縮ウラン及びその化合物、並びにプルトニウム及びその化合物である。濃縮ウラン及びその化合物は、使用する量が少ないことから、遮蔽を要しない。プルトニウム及びその化合物は、貯蔵容器並びにコンクリート壁（厚さ 60 cm 以上）等で遮蔽されているので、常時立ち入る場所は 1 mSv/週以下となる。また、周辺監視区域境界まで 120 m 以上離れており、前記遮蔽物及び遮蔽用土堤で遮蔽されているので、周辺監視区域外の線量は 250 μSv/3 月以下となる。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>4. 立入りの防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・S I 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和 2 年 4 月 1 日施行。以下、変更理由欄においては「法令改正」という。)のため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第六条 使用施設等（施設検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (省略)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の南東部に位置し、海岸から約 <u>300m</u>、標高 <u>20m</u> のところであり、周辺の河川、海岸から十分に離れていることから、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 本施設近傍には比較的大きな一般河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第六条 使用施設等（<u>使用前検査対象施設</u>を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (変更なし)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の南東部に位置し、海岸から約 <u>640 m</u>、標高 <u>20 m</u> のところであり、周辺の河川、海岸から十分に離れていることから、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 本施設近傍には比較的大きな一般河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</p> <p>・S I 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・S I 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・法令改正のため。</p>